

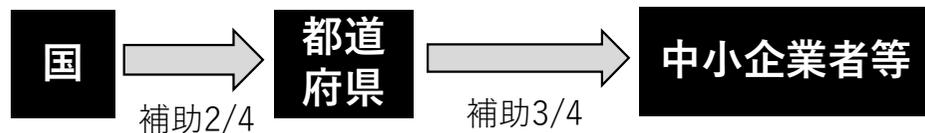
なりわい再建支援事業・なりわい再建資金利子補給事業について

国等の支援

(令和6年能登半島地震・奥能登豪雨)

●なりわい再建支援事業

対象者：中小企業者等
対象経費：施設復旧等の費用



中小機構の支援

■なりわい再建資金利子補給事業

対象者：なりわい再建支援事業を活用している中小企業者等（石川県が対象）
日本政策金融公庫による特別貸付を対象に利子補給を行うことにより、最大3年間の利子相当分を助成します。

※民間金融機関から県の「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資」を借り入れた方は、最大5年間無利子であり、申請不要です。